

びいあらいぶ Be Alive!

2016年9月1回号

発行元：パルシステム共済生活協同組合連合会
共済事業部『びいあらいぶ』編集委員会

パルシステムの保障

<http://www.palsystem-kyosai.coop/>

パルシステムの保障

検索

●次回『びいあらいぶ』は2016年11月1回

それは突然始まります。

「親の介護」、どう備える？

自分自身が歳を重ねると並行して、親も歳をとっていきます。

元気にいつもどおり暮らしていると思っていた親が、ある日突然入院！？なんてことも。

自分も、そして親側も「介護なんてまだまだ関係ない」と思っていませんか？

介護生活はいきなり始まり、始まったらノンストップで続きます。

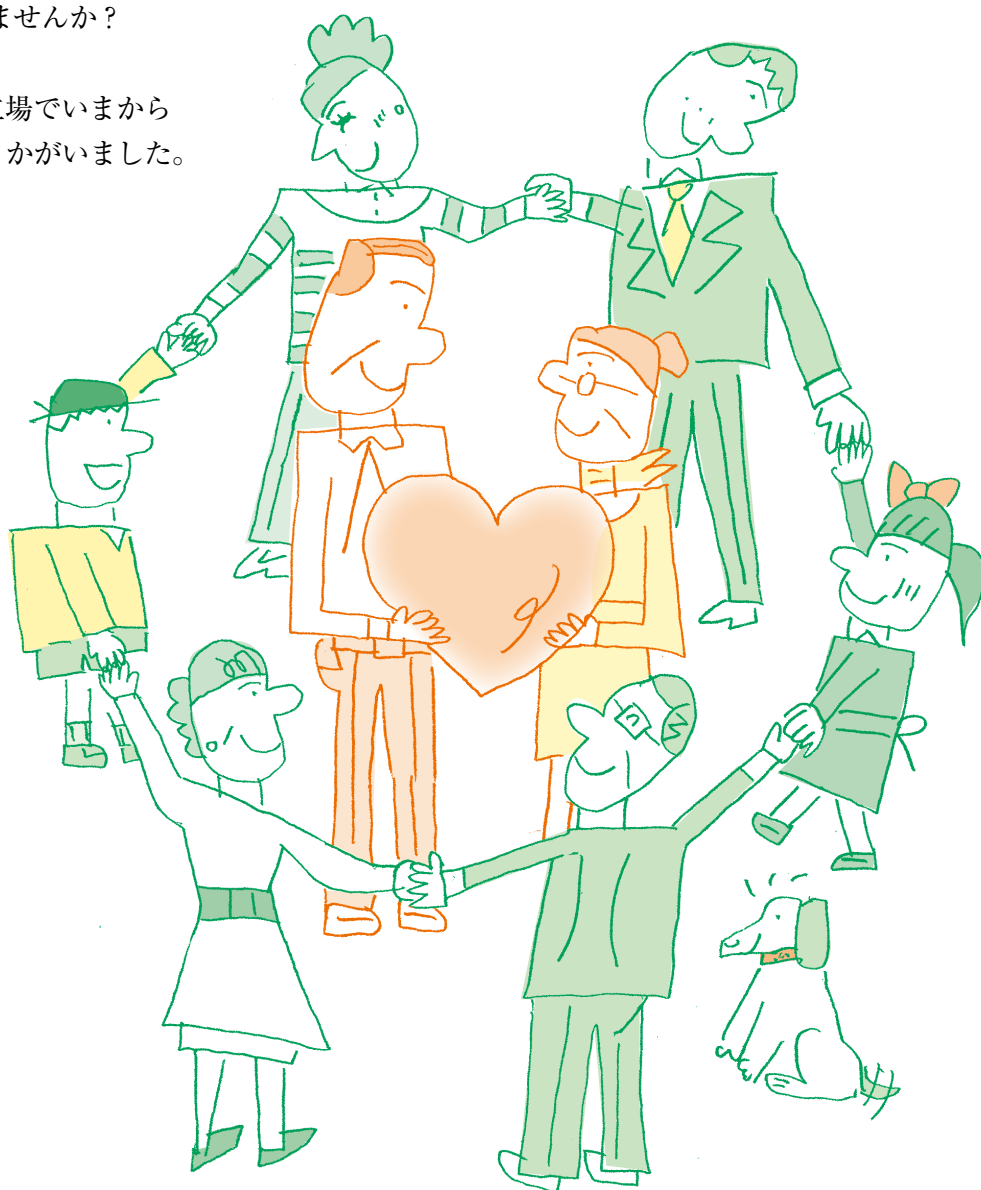
そのときに困ったり慌てたりしないよう、親の介護のために子の立場でいまから準備しておけることを、介護コンサルタントの中村寿美子さんにうかがいました。

親の気持ちを確認しましょう

親が元気でしっかりしていると、介護の話はしづらいものです。でも、元気なときだからこそ、これから先10年～20年をどのように生きたいのか、万一介護が必要になったらどのような形で介護してほしいのか、さらにはどのような人生の最期を迎えたいのか…などについて、親自身がどんなふうに考え望んでいるのかを確認しておきたいものです。認知症などを発症してからでは、本人の意思を確認することすらままなくなってしまう。

親族間でも意識のすり合わせを

介護される側の希望を確認するとともに、介護する側＝兄弟姉妹や親族の介護に対する考え方も確認・すり合わせをしておきましょう。たとえば、施設に入居させるのか自宅で介護をするのか、家族の中の誰が中心となって介護するのか等、それぞれ考えが違うことも多く、それが原因で諍いとなる場合も。介護が始まってからでは時間をかけて話し合えません。



活動報告

熊本地震の被災者支援

熊本地震で被災された方への異常災害見舞金のお支払い手続きを、生協の共済陣営の仲間が集合し現地で行う、「CO・OP共済契約者への訪問活動」が5月3日～27日の約1カ月にわたり実施され、パルシステムグループからも3名が参加しました。

この訪問活動へは全国42生協から191名の職員が参加し、訪問した件数は6,792件にのぼりました。その結果、701件の全半壊認定のお宅に対し約3,500万円、1,562件の一部壊認定のお宅に対し約1,560万円、合わせて2,263件のお宅に対し約5,000万円

を「異常災害見舞金」としてお支払することができ(5月30日時点)、まさに「組合員同士のたすけあいの力」が発揮されました。

このように、CO・OP共済にご加入いただいているパルシステム組合員の掛金が、今回被災された熊本の生協組合員のお役にたったことをご報告します。

「自分のために、そして万が一の誰かのために!」「たすけあえる保障商品を!」—— CO・OP共済を始めた頃の意義は脈々と受け継れ今日まで至っています。

加入の輪が広がることで、保障内容が進化し続けているCO・OP共済を、組合員一人ひとりの手でさらに良い保障へ育てていきましょう!



チームを組み、一軒ずつ訪問しました



「介護」に直面したときにあわてないために 介護サービスや施設の利用について。

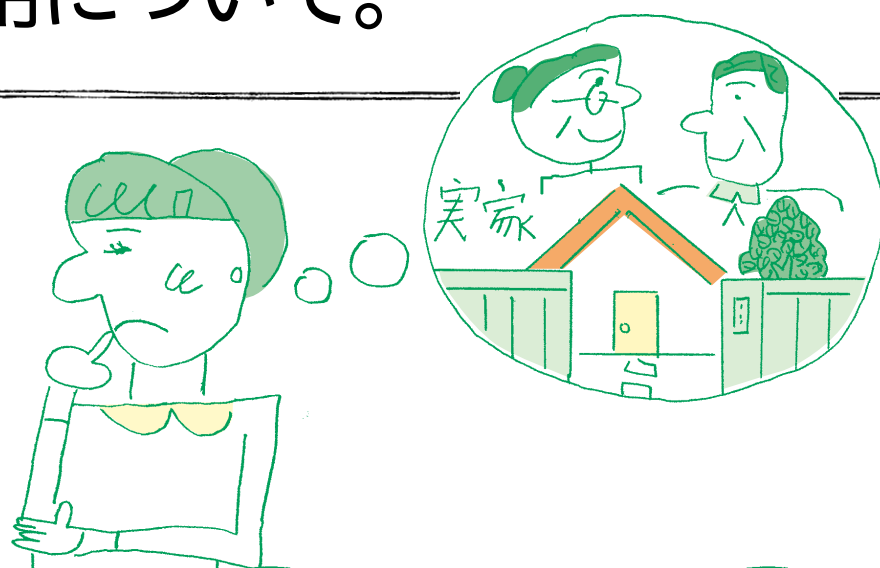
中村 寿美子さん

介護コンサルタント。有料老人ホーム・介護情報館館長。30代で夫の両親の介護を経験し、カウンセリングを学ぶ。都内の有料老人ホームに勤務後、1997年に有料老人ホーム展示場を開設。以降、介護や高齢者の住まいに関する相談数は2万件に上る。
近著に「親の介護が必要になったときにやるべきこと」(PHP研究所)
■有料老人ホーム・介護情報館 TEL 03-6262-0791 <http://kaigo-jyoho-kan.com>



親の変化に気づいてますか？

いくつになっても「子どもには迷惑をかけたくない」と思っている親が多く、離れて暮らしていたりすると、なかなか本当の姿が見えないものです。また、面と向かって老いを指摘すると態度が頑になることも。日頃からそれとなく様子をチェックしたり、大切なことを確認しておきましょう。



介護保険はすぐには使えません

介護保険は健康保険と違い、保険証を持っていたても要介護認定がされていなければ介護サービスを利用することはできません。まずは介護認定の申請を行います。
申請先は親の居住地(住民登録をしている自治体)の役所になります。申請の際は健康保険証、介護保険証、印鑑を持参します。家族の代理申請も可能です。
要介護の認定には1カ月ほどかかる場合もあります。入院などをして、退院後には介護サービスの利用が必要かも…と感じたら、早めに申請しておきましょう。また、認定結果は1年ごとに見直されます。



「介護」に対する意識改革を

社会状況はどんどん変化しています。親世代がその親を介護していた頃と現代とは、住環境や介護サービスの内容なども違ってきています。昔は「介護施設に入れるなんて」と世間体を気にして自宅介護を選ぶ家庭も多かったですが、少子化や共働き家庭の増加など現代の家族形態を考えると、自宅介護はかなり厳しい選択といえるでしょう。介護は育児と違い、ゴールが見えません。親も子も「介護」に対する古い印象を捨てて、「いま」の暮らしにあった介護サービスを上手に選び利用することが、これからの介護生活のカギになるでしょう。

パルシステムの介護への取り組み

パルシステムでは地域ごとに、介護支援や福祉用具のレンタル、デイサービスやグループホームの運営など、さまざまな介護福祉事業に取り組んでいます。また、高齢者宅へ商品をお届けした際に異変を感じたときは登録されているアドレスへメールで通知する“安心見守りサービス”を10月から開始する予定です。

さらに…

介護がスタートすると、介護サービス料金の自己負担分や自宅のリフォーム費用、遠距離介護になった場合の交通費や介護者の勤務形態の変化による収入減など、お金のことも気にかけておく必要があります。公的介護保険だけで安心せず、金銭面を備えられる保障商品も検討しておきたいですね。

介護認定の申請方法

① 認定を申請する

介護サービス利用者本人が住民登録している自治体へ申請します。

② 認定調査開始

- 自治体職員による、心身状態の聞き取り調査…自宅で家族などが同席のもと実施。日常生活の困りごとメモがあると安心です。
- 主治医による意見書(医師から自治体へ直接提出されます)

③ 審査・判定

- 一次判定…認定調査の結果をコンピュータで判定
- 二次判定…一次判定の結果と主治医の意見書などをもとに、専門家数名による「介護認定審査会」で判定

④ 認定結果が通知される

認定された要介護度が印刷された新しい介護保険証が郵送されてきます。認定結果にあわせて「地域包括支援センター」または「サービス事業所」に相談し、介護計画(ケアプラン)を立ててサービスの利用がスタートします。

普段からの準備がイザというときの役に立ちます

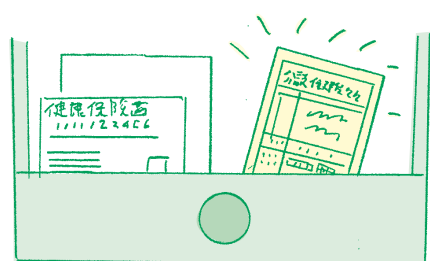
☐ 電話やメールでいつでも連絡が取れるように、準備を

個人差はありますが、高齢になると携帯電話やスマートフォン、パソコンなど、新しい道具に慣れるには時間がかかります。早いうちから使って慣れてもらえるよう、子ども側からもサポートを。



☐ 健康保険証、介護保険証の保管場所を聞いておく

「介護保険証」は65歳になると自宅に郵送されてきます。普段は使わないものなので、しまいこんでしまい保管場所を忘れてしまうことも。コピーを預かっておくとさらに安心です。



☐ 実家のご近所と連絡が取れるようなお付き合いを

緊急時に頼れるのは遠くの親類よりも近くの他人。いざというときに様子を見に行ってもらえるよう、帰省時にはご挨拶するなど、日頃からのお付き合いを心がけましょう。

☐ 通院中の医療機関名、服用している薬の内容を確認しておく

救急搬送をされた際など、その場になくても正確な情報を伝えられると救命に役立ちます。



☐ 言動や暮らしぶりの変化は都度メモをとる

同じことを何度も繰り返し話す、普段と違う場所に物がしまわれている…など、あれ?と思うことがあったら、その都度日付入りでメモしておきましょう。介護認定を受ける際に役立ちます。

☐ 常に「介護保険」に関する情報収集を

介護保険制度は3年ごとに見直され、サービス内容も変わります。また、内容や料金は自治体によって異なります。親が暮らす土地の介護保険に関する情報をこまめにチェックするようにしましょう。

